

事務連絡

田原市指定給水装置工事事業者 各位

田原市役所水道課

指定給水装置工事事業者の指定更新について(通知)

日頃より、本市の水道事業にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、**令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入されました。**

この改正により、従来無期限であった指定に有効期限(5年間)が設定され、引き続き指定を受けたい場合には、有効期限内での更新手続きが必要となります。

なお、**現在の指定の有効期限は、本市より新規指定を受けた日によって決まります。**

1. 現在の指定の有効期限について

本市より「新規指定を受けた時期」を基準に現在の新規指定の有効期限が決まります。

初回の有効期限は下表のとおりです。有効期限の近づいた工事事業者さまには別途本市より更新の手続きについての通知をいたしますので、内容をご確認のうえ更新手続きをお願いいたします。(毎年年度当初に水道課から郵送等により連絡をしていきます。)

指定を受けた時期	現在の指定の有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

2. 申請時に必要な提出書類

(1) 指定給水装置工事事業者の更新手続きに必要な書類

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 誓約書
- 機械器具調書
- 指定給水工事事業者の情報確認書

(2) 添付していただく書類

書 類	個人事業 者	法人	備 考
住民票の写し	○	—	
登記簿謄本（現在事項全部証明書）	—	○	
定款の写し	—	○	
給水装置主任技術者免状 又は主任技術者証の写し	○	○	

3. 更新に係る手数料

更新の際に以下の手数料が必要となります。2の書類をご提出いただいた後、別途発送する払込書を用いて金融機関にてお支払いいただきます。なお、新しい指定証発行の際手数料の領収書の写しが必要になりますので、領収書は大切に保管してください。

指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料 7,000円

更新制度に関するお問合せ先

田原市役所水道課

電話 0531-23-3532

FAX 0531-22-3184

メール suido@city.tahara.aichi.jp